

地域団体商標と地理的表示



作成 2018年 2月 9日

更新 2023年12月29日

1. はじめに

伝統産業や特産品は全国各地に存在していますが、それだけでは市場で通用し、生き残っていくブランドになるわけではありません。

数多ある競合が国内だけでもひしめく中で、「地域ブランド」として、どのように盛り上げ、継続させていくのか、という戦略思考とその実践が不可欠となります。そのツールの選択肢として、『地域団体商標』と『地理的表示』の制度活用（登録取得）の検討が挙げられます。

『地域団体商標』制度は、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を原則として独占的に使用する権利を保障されるという制度です。

『地理的表示』制度は、生産地と結びついた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度です。

それぞれ地域活性化を目的の一つとするものの、似て非なる制度として併存するかたちでわが国では運用されているため、両制度の概要および事例、ならびに両制度の関係性について以下にご説明します。

※酒類の地理的表示については、別途、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」により規定され、国税庁が所管していますが、本稿では割愛しております。

2. 地域団体商標制度

平成18年4月よりスタートした地域団体商標制度は、平成17年公布の「商標法の一部を改正する法律」によって規定され、経済産業省の外局である特許庁により所管されています。

-制度の概要-

通常の商標制度と基本的には同様の運用がなされますが、以下の特徴を有しています。

①一定範囲の周知性を獲得することにより、「地名」+「商品（サービス）名」+（「産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字」）のみで商標登録が可能。

※通常、このような商標は識別力及び独占適用性を有していないという判断で登録には至りません。

②登録された地域団体商標を独占排他的に使用することが可能。

※通常の商標権と異なり、権利譲渡の制限や専用使用権の設定不可などの制約あり。

③第三者の不正使用に対して、刑事訴追とともに差止請求や損害賠償請求等の民事訴訟を提起することが可能。

-登録要件-

通常の商標権と異なり、以下の登録要件を満たす必要があります。

①出願できる主体は、事業協同組合、その他の特別法により設立された組合（農業協同組合など）、商工会、商工会議所、特定非営利活動（NPO）法人とこれらに相当する外国法人であること

②上記の団体がその構成員に使用させる商標であること

③原則として「地域名+商品・役務名」の文字から成る商標であること

④商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有していること

⑤一定の地理的範囲で、ある程度有名になっていること

五泉ニット (ごせんにと) 商標登録 第5987373号

商 標
五泉ニット

権 利 者
五泉ニット工業協同組合
(新潟県五泉市吉沢一丁目1番10号)

指定商品又は指定役務
新潟県五泉地域産のニット製洋服・コート・セーター類・下着・ネックウォーマー・マフラー・ストール・靴下・ネクタイ・帽子

連絡先・関連HP
連絡先: 0250-42-2156
関連HP: <http://www.gosenknit.or.jp/>

商品・サービスの特徴



The image shows the Gosen Knit logo, which consists of a stylized green square with a white geometric pattern inside. Below the logo, the text 'Gosen Knit' is written in a bold, sans-serif font, followed by '五泉ニット' in a smaller font. To the left of the logo is a collage of nine small photographs showing people working in a textile factory, likely engaged in knitting or garment production.

五泉市は「五つの泉が、豊かにわき出る里」と言われるように、古くから豊富な水に恵まれた清流の里。寛保2年(1742年)から織物産業が生まれ、明治・大正・昭和と羽二重を製織する織物産地となりました。しかし昭和20年の大火や戦後、和装から洋装へのライフスタイルの変化が転機となり、この後、五泉はニット産地へと生れ変わりました。ファッションをまちの産業に据えて以来、品質向上に努め、現在では日本一のニットのまちとして常に新しい製品を発信しています。

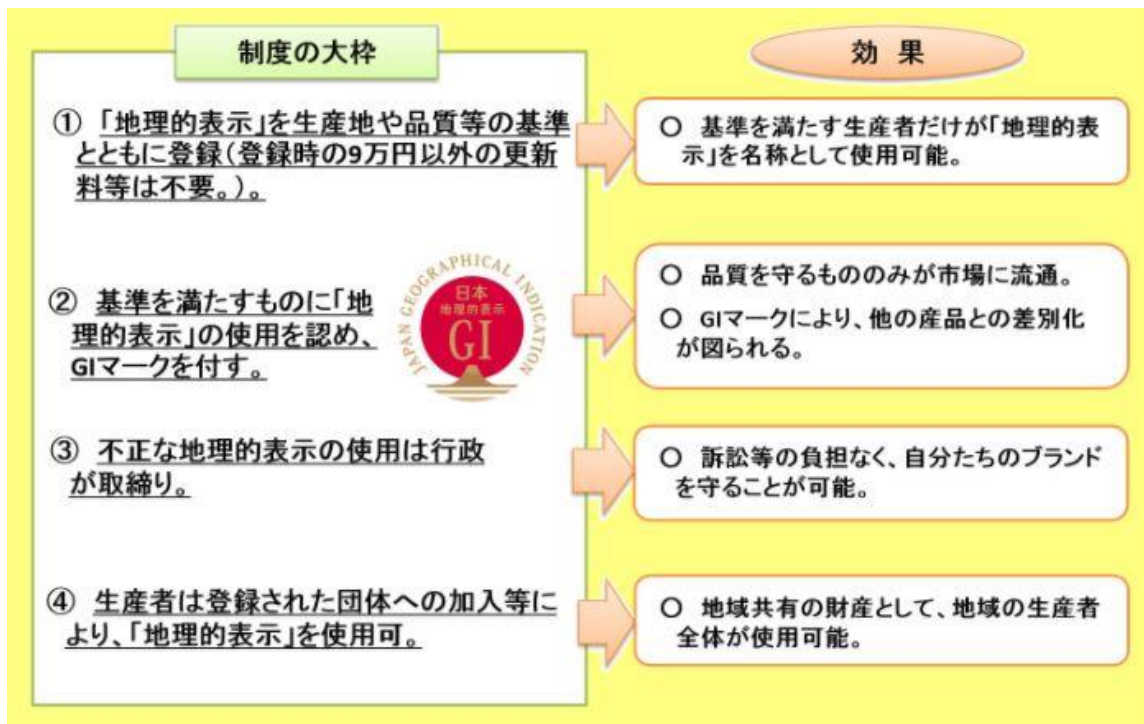
五泉ニットには、未来を担う若手後継者が多く存在し、染色・整理・刺繍・プレスといった二次加工技術が集積しており、地域内での染色から製品の完成まで可能なことなど、国内で五泉にしかない「規模(インフラ)」が整っている数少ないニット産地です。その高い技術力によって、日本有数のアパレルメーカーの受注生産を手掛け国内トップクラスのニット産地として高い評価を得ています。

3. 地理的表示保護制度

平成27年6月よりスタートした地理的表示保護制度は、平成26年6月公布の「特定農林水産物の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)によって規定され、農林水産省により所管されています。

-制度の概要-

<農林水産省 HP より抜粋>



(1) 保護対象 (物)：農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）

※酒類に関しては、国税庁所管のGI制度

度

(2) 保護対象 (名称)：地域を特定できれば、地名を含まなくてもよい

(3) 登録主体：生産・加工業者の団体（法人格のない団体も可）

(4) 主な登録要件：生産地と結びついた品質等の特性を有すること
一定期間（概ね25年）継続して生産された実績があること

(5) 使用方法：地理的表示は登録標章（GIマーク）とともに使用する義務あり

以下の登録事例により、具体的なイメージをお持ちいただけることと思います。



奥飛騨山之村寒干し大根

<農林水産省 HP より抜粋>

特定農林水産物等の名称：奥飛騨山之村寒干し大根（オクヒダヤマノムラカンボシダイコン）

特定農林水産物等の区分：第17類 野菜加工品類 干しだいこん

登録生産者団体の名称：すずしろグループ

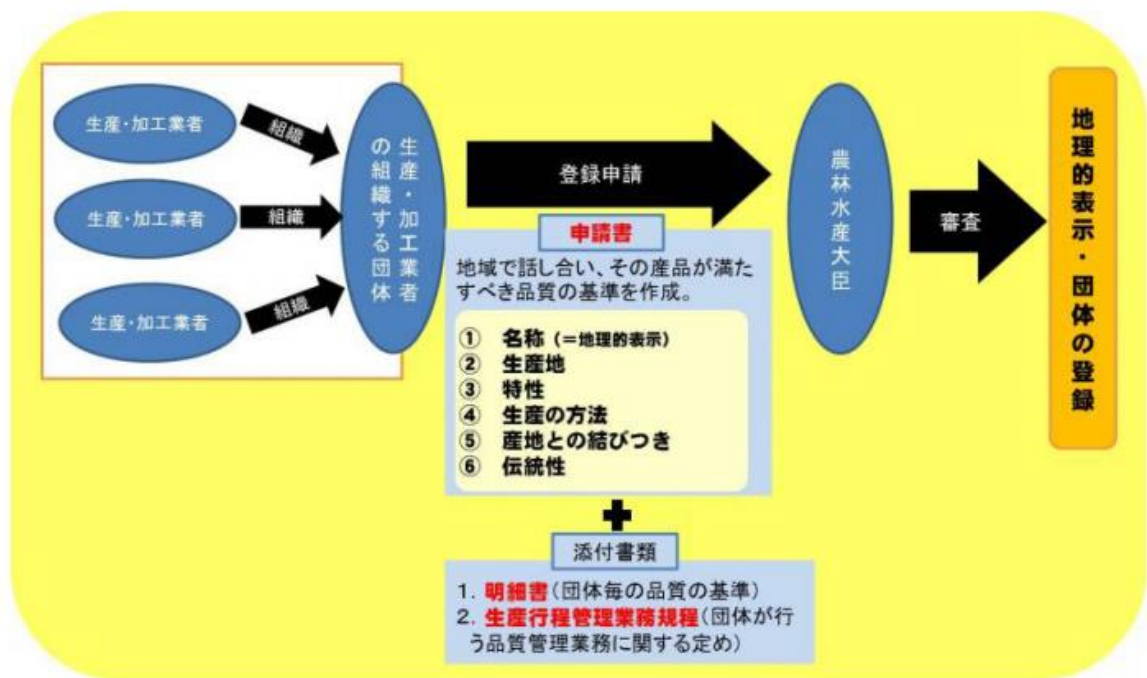
特定農林水産物等の生産地：岐阜県飛騨市神岡町山之村地区

特定農林水産物等の特性：「奥飛騨山之村寒干し大根」は、他の地域と隔絶された標高約 1,000m の山之村地区で、冬場の貴重な保存食として昔から作られてきた寒干し大根である。輪切りにし茹でた大根を、厳冬期マイナス 20℃以下になることもある生産地において寒風干しをすることによって、夜間凍み付き、昼間の陽の光を浴びて溶けて風乾することを繰り返すことによって大根はアメ色へと変わっていき、大根本来の甘みが凝縮し、コリッとした歯応えのある食感が特徴の寒干し大根となる。寒風干し行程を経ることにより、生の大根に比べ水分量は約 1/9、糖質は約 20 倍、繊維質は約 1.4 倍と凝縮し、輪切りで厚みのある大根を干すことにより、歯応えのある食感の要因となっている。

特定農林水産物等の生産の方法：生産地において、原料となる大根の栽培から製造を一貫して行う。奥飛騨山之村寒干し大根の生産方法は以下のとおりである。(1) 品種及び栽培の方法--青首大根の.....

(2) 収穫後の大根の保存--寒風干し作業は最低気温が.....(3) 加工方法--(ア) 概ね 12 月下旬から 1 月に保存場所から大根を出し、1 本 1 本を丁寧に水洗いする。虫食いや傷等があるものを.....

登録申請の手続概要は以下のようになります。



<申請に必要な書類>

申請書・明細書・生産行程管理業務規程・生産者団体であることを証明する書類 (団体の属性により異なる)・欠格条項に関する申告書・経済的基礎を有する証明書類・必要体制整備の証明書類・特定農林水産物等への該当証明書類・申請農林水産物等の写真・商標権者等の承諾を証明する書類 (該当する場合のみ)、委任状 (代理人申請の場合)

3. 両制度の調整規定と関係性

地理的表示法における申請農林水産物等又はこれに類似する商品等に係る登録商標と同一又は類似する登録商標がある場合、その地理的表示の登録及び指定をしてはならない旨が規定されています（地理的表示法第13条1項4号）。

但し、商標権者が登録する場合又は商標権者の承諾があれば登録することが可能となります（同法第13条2項）。

また、地理的表示の登録日前の商標登録出願に係る登録商標の商標権者等による使用には地理的表示法の保護が及ばない旨が規定されています（同法第3条2項2号、同項3号）。

そして、商標法では、地理的表示法における登録生産者団体が、その登録に係る地理的表示を使用する行為には商標権の効力が及ばない旨が規定されていますが（商標法第26条3項）、先行登録及び指定がされた地理的表示との関係で商標登録を阻却するような規定は設けられていません。

つまり、地域団体商標登録を行った権利主体は、地理的表示の登録及び指定に挑戦する（させる）イニシアチブを十分発揮できる立場にあります。

一方、地理的表示の登録主体にあつては、登録要件を満たす第三者による地域団体商標登録出願を阻むことが、難しい場合も生じると考えられます。

このような現状の制度設計を踏まえた上で、知財の専門家に相談をして、両制度の活用可否や取得順序を検討すべきと考えます。

-両制度の強みと弱み、補完関係-

【商品・サービスの品質保証】

地域団体商標において、品質保証は登録要件ではないため、消費者等への品質訴求については別途施策が必要と考えられますが、地理的表示では、その登録表示自体が、「産地と結びついた品質」について国からお墨付きを得ていることを表します。

【権利行使】

地理的表示は特定の者への権利付与ではなく、地域共有の財産という位置づけから、当事者による権利行使ではなく、行政による取締りという間接手法となります。

※混同惹起行為等（不競法第2条1項各号）による権利行使が可能な場合があります。

地域団体商標では、主体的な権利行使が可能となります。

【ビジネスへの活用】

地理的表示は、EUを中心に海外でも多くの国が同様の制度を有しており、国際協調の観点からも高次元で相互に尊重する取極めがされているため場合があり、国際的にも真の日本の特産品として差別化を図ることが可能です。


地域団体商標は、通常使用権を第三者へ許諾することが可能であり、国内販売チャネルの強化拡大等に資することができます。

【登録の維持】

地域団体商標は、10年毎の更新手続が必要であり、事後的に周知性が失われると登録無効事由を有することとなります。

地理的表示は、登録団体構成員に生産行程管理業務が義務付けられるものの、更新手続は必要ありません。

地域団体商標と地理的表示（GI）との違い

	地理的表示(GI)	地域団体商標
保護対象(物)	農林水産物、飲食物品等(酒類等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象(名称)	地域を特定できれば、地名を含まなくてもよい	「地域名」+「商品名」等
登録主体	生産・加工業者の団体(法人格のない団体も可)	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人
主な登録要件	・生産地と結び付いた品質等の特性を有すること ・一定期間(概ね25年)継続して生産された実績があること	・地域の名称と商品が関連性を有すること(商品の産地等) ・商標が必要者の間に広く認識されていること
使用方法	地理的表示は登録標章(GIマーク)と共に使用(義務) 	登録商標である旨を表示(努力義務)
品質管理	・生産地と結び付いた品質基準の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック	商品の品質等は商標権者の自主管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品	出願時に指定する商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録:9万円(登録免許税) 更新手続なし(取り消されない限り登録存続)	出願・登録:49600円(10年間) 更新:48500円(10年間) ※それぞれ1区分で計算
申請先	農林水産大臣(農林水産省)	特許庁長官(特許庁)

～特許庁商標課作成：地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q & A より抜粋～

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

弁理士法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務戦略部長 : 八谷 晃典 TEL (大阪) : 0 6 - 6 3 5 1 - 4 3 8 4 (代表)
- ・ 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴 TEL (東京) : 0 3 - 3 4 3 3 - 5 8 1 0 (代表)
- ・ 名古屋法務戦略室長 : 山下 広大 TEL (名古屋) : 0 5 2 - 5 8 9 - 2 5 8 1 (代表)
- ・ 広島法務戦略室長 : 北岡 瞬 TEL (広島) : 0 8 2 - 5 4 5 - 3 6 8 0 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

弁理士法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook・Twitter】

弊所のウェブサイト・facebook・Twitter も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
- ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
- ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
- ・ < 公式 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Main>
- ・ < 公式 Twitter > : <https://twitter.com/HarakenzoT>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

